

京都府奨学のための給付金（家計急変）

提出書類チェックリスト

提出書類	チェック
京都府奨学のための給付金申請書（家計急変）	
給付金振込先口座（申請者名義）の通帳の写し （金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義が記載されているページ）	
委任状 ※申請者以外の口座を指定する場合のみ	
家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類	別表参照
家計急変前の家計が確認できる書類	
家計急変後の家計が確認できる書類	
保護者等の扶養親族等全員分の健康保険証の写し	
年間収支見込計画書	
在学証明書 ※7月2日以降に家計急変が発生した場合のみ	
奨学のための給付金委任状 ※給付金を学校諸費へ充当する場合のみ	

<別表>

家計の状況を確認する書類	必要な者	左記の例
①家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類	家計急変が生じた保護者等の分	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等 いずれか1つのコピー
②家計急変前の収入が確認できる書類	保護者等全員分（控除対象配偶者は省略可）	令和5年度課税証明書等（コピー）
③家計急変後の収入が確認できる書類	保護者等全員分（失業等で無収入の場合を除く）	【会社員の方：例】 家計急変後3ヶ月分の以下AまたはB（組み合わせは自由） A：給与明細書（コピー） B：会社作成の給与見込（原本） 組み合わせ例…Aのみ3ヶ月分、A1ヶ月分+B2ヶ月分、A2ヶ月分+B1ヶ月分 【自営業の方】 家計急変後に作成した以下A又はBのいずれか A：税理士又は公認会計士の作成した証明書類（原本） B：年間収支見込計画書（京都府様式）+「経営不振の事由により公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類（※）」 ※例…持続化給付金申請（画面コピー）又は給付通知書（コピー）、金融機関への借入申込書（コピー）又は融資決定書類（コピー）等
④健康保険証のコピー	保護者等の扶養親族等全員分（15歳～23歳に限定しない）	

■提出期限：7月18日（火）

- 提出され次第教育委員会へ送付するため、なるべく早めの御提出をお願いいたします。
- 提出期限後に家計が急変された場合は、事務室まで御相談ください。

※このチェックリストは提出不要です